

## 様式第7号

## 身体障害者診断書（障害用）

## 総括表

氏名	明治・大正・昭和・平成 年月日	男・女
----	--------------------	-----

住所

## ① 障害名（部位を明記）

② 原因となった  
③ 疾病・外傷名  
交通, 労災, その他の事故, 戰傷, 戰災,  
自然災害, 疾病, 先天性, その他( )

④ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日 (頃)・場所

## ⑤ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）

添付個別所見欄用紙 様式7-3

障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日

## ⑥ 総合所見（個別の所見欄用紙を用いた時は、重複部分の記載を省略してさしつかえありません。）

〔将来再認定（約 年後） 要・不要〕

## ⑦ その他参考となる合併症状

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

年 月 日

病院又は診療所の名称

所 在 地

診療担当科名

科

医師氏名

印

## 意 見 書

身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に・該当する（ 級相当）・該当しない

## 注意

- 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
- 歯科矯正治療等の適応の判断をする症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。
- 障害区分や等級決定のため、県から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

等級認定	項目	1 種	2 種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	再審査	審議会
	認定印										
障害名											

備考  等級認定欄内は記入しないでください。

等級認定	項目	1 種	2 種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	再審査	審議会
	認定印										
障害名											

備考  等級認定欄内は記入しないでください。

年 月 日

## 聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見

氏名：

(該当するものを○で囲む)

## 〔はじめに〕

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指數をもって等級決定することはしない）。

- 聴覚障害 → 『1 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること
- 平衡機能障害 → 『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること
- 音声・言語機能障害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること
- そしゃく機能障害 → 『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること

## 1 「聴覚障害」の状態及び所見

- (1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル） (4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する）

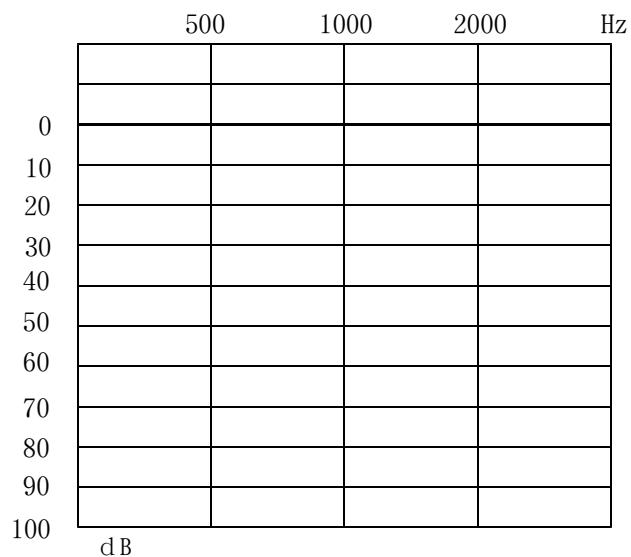
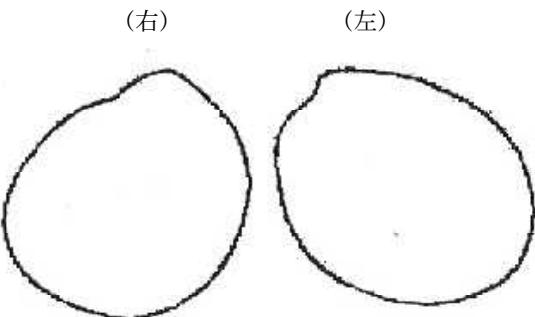
右	d B
左	d B

ア 純音による検査  
オージオメータの型式 \_\_\_\_\_

- (2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

- (3) 鼓膜の状態



## イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

- (5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有・無

(注) 2級と診断する場合、記載すること。

## 2 「平衡機能障害」の状態及び所見

## 3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

## 4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

### (1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は（ ）内に必要事項を記述すること。

#### 「該当する障害」

そしゃく・嚥下機能の障害 →「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。

咬合異常によるそしゃく機能の障害 →「②咬合異常によるそしゃく機能障害」に記載すること。

#### ① そしゃく・嚥下機能の障害

##### a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他 [ ]

##### b 参考となる検査所見

###### ア 各器官の一般的検査

〈参考〉 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟 口 蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声 帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯蓄

●所 見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）



##### イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉 各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から喉頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

〈参考2〉 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・ 誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

##### ●観察・検査の方法

エックス線検査 ( )

内視鏡検査 ( )

その他 ( )

●所 見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）



## ② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

## a 障害の程度

 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。 その他〔〕

## b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

## ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

## (2) その他（今後の見込み等）

## (3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級項目にレを入れること。）

## ①「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

\*具体的な例は次のとおりである。

 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

## ②「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

\*具体的な例は次のとおりである。

 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

## [記入上の注意]

## (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。

dB値は、周波数500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa, b, cとした場合、 $a+2b+c/4$ の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

## (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとすること。

## (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらかの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。